



令和 7 年度～令和 1 1 年度

浜松市細江総合体育センター
浜松市細江総合グラウンド
浜松市引佐総合体育館
浜松市奥山体育センター
及び引佐総合公園の管理に関する

基本協定書

目 次

浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館
浜松市奥山体育センター及び引佐総合公園に関する基本協定書

第1章 総 則	1
（本協定の目的）	1
（本協定の期間）	1
（信義誠実の原則）	1
（用語の定義）	1
（管理物件）	2
（管理施設の使用）	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	2
（本業務の範囲）	2
（業務実施条件）	3
（業務範囲及び業務実施条件の変更）	3
第3章 本業務の実施	3
（本業務の実施）	3
（開業準備）	4
（第三者による実施）	4
（管理施設の改造等）	4
（緊急時の対応）	4
（防災対策）	4
第4章 情報の取扱い	5
（情報の保護）	5
（守秘義務）	5
（個人情報の保護）	5
（情報公開）	5
（事故発生時における報告）	5
第5章 備品等の扱い	6
（市の備品の管理）	6
（指定管理者による備品等の購入等）	6
第6章 業務実施に係る市の確認事項	6
（事業計画書）	6
（日報）	6
（月次報告書）	6
（事業報告書）	7
（市による業務実施状況の確認）	7
（市による業務の改善勧告）	7
（市による業務の指示）	7
（その他報告事項）	8
第7章 指定管理料及び利用料金	8
（指定管理料の支払い）	8
（指定管理料の変更）	8
（利用料金収入の取扱い）	8

(利用料金の決定等)	9
(利用料金の公表)	9
第 8 章 損害賠償及び不可抗力	9
(損害賠償等)	9
(第三者への賠償)	9
(保険)	9
(不可抗力発生時の対応)	10
(不可抗力によって発生した費用等の負担)	10
(不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
(不可抗力発生時の施設の管理)	10
(リスク分担)	10
第 9 章 指定期間の満了等	10
(業務の引継ぎ等)	10
(原状回復義務)	11
(協定終了時の備品等の扱い)	11
第 10 章 指定期間満了以前の指定の取消し	11
(市による指定の取消し等)	11
(指定管理者による指定の取消しの申出)	12
(不可抗力による指定の取消し)	12
(違約金)	13
(取消し等による損害の賠償)	13
(指定期間満了以前の取扱い)	13
第 11 章 その他	13
(暴力団排除に関する協力義務)	13
(権利・義務の譲渡の禁止)	13
(法人格の変更等)	13
(本業務の範囲外の業務)	14
(委託業務)	14
(本業務の実施に係る指定管理者の口座)	14
(請求、通知等の様式その他)	14
(協定の変更)	14
(解釈)	14
(疑義についての協議)	14
(年度協定の締結)	14
(裁判管轄)	15
(共同事業体の場合における特記事項)	15
個人情報の取扱いに係る特記事項	17
別紙 1 管理物件	19
別紙 2 リスク分担表	28
電気料等精算規定	30

浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館、浜松市奥山体育センター及び引佐総合公園の管理に関する基本協定書

浜松市（以下「市」という。）と〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館、浜松市奥山体育センター及び引佐総合公園（以下「指定管理施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総 則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、指定管理施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本協定の期間）

第 2 条 本協定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

2 指定管理施設の管理業務（以下「本業務」という。）に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（信義誠実の原則）

第 3 条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 4 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理開始日 指定管理施設に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者の指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 指定管理料 市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 仕様書 浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館、浜松市奥山体育センター、引佐総合公園指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書の内容を基本として、本協定を実施する際の細目として市と指定管理者の協議の上定めるものをいう。
- (4) 自主事業 第 7 条に規定した本業務以外の業務で、市長の承認を受けて指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 提案書 指定管理施設の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業提案書のことをいう。
- (6) 年度協定 本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に年度ごとに締結する。
- (7) 不可抗力 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、疫病等）、その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできないもので、市又は指定管理者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。なお、不可効力に起因しない施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

- (8) 法令 すべての法律、政令、省令、条例、規則その他正規の手続きを経て公布された行政機関の規程を言う。
- (9) 利用料金 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者の収入として収受する指定管理施設の利用に係る料金をいう。
- (10) 資本的支出 固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる経費をいう。
- (11) 修繕 固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復することをいう。
- (12) 備品 1 年以上その形状を変えずに使用し、かつ、保存に耐え得る物で 1 個又は 1 組につき取得価額又は評価価額が 5 万円以上の物品をいう。
- (13) 管理物品 第Ⅰ種備品及び第Ⅱ種備品をいう。
- (14) 第Ⅰ種備品 市が所有する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。
- (15) 第Ⅱ種備品 市が指定管理者に購入又は調達を指示する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。
- (16) 第Ⅲ種備品 指定管理者の任意により購入し、又は調達する備品で、本業務又は自主事業の実施のために供する備品をいう。
- (17) 備付物品 利用料金を収受して利用者に貸し出す物品をいう。

(管理物件)

第 5 条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙 1 のとおりとする。

- 2 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(管理施設の使用)

第 6 条 指定管理者は、本業務を遂行するために必要な範囲内において、管理施設を無償で利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第 55 条に定める自主事業を行う場合その他指定管理施設の目的を妨げない範囲において特に必要のある場合は、市の承認を得て前項の範囲を超えた管理施設の使用を行うことができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により管理施設を使用する場合において、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可を必要とする場合は、浜松市公有財産管理規則（昭和 39 年規則第 30 号）第 9 条に定めるところにより、市に対して、行政財産使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、第 2 項の規定により管理施設を使用する場合において、浜松市都市公園条例（昭和 37 年浜松市条例第 12 号。以下「都市公園条例」という。）に定める有料公園施設を利用する場合は、所定の使用料を納付しなければならない。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第 7 条 浜松市総合体育館条例（平成 17 年浜松市条例第 197 号。以下「体育館条例」という。）第 17 条、浜松市運動広場条例（平成 11 年浜松市条例第 26 号。以下「運動広場条例」という。）第 14 条及び都市公園条例第 25 条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務実施条件)

第 8 条 指定管理者が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書又は年度協定を締結している場合は年度協定書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 9 条 市又は指定管理者は、必要があると認める場合は、相手方に対する通知をもって第 7 条で定めた本業務の範囲及び第 8 条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務の実施

(本業務の実施)

第 10 条 指定管理者は、浜松市総合体育館条例施行規則（平成 17 年浜松市規則第 200 号。以下「体育館規則」という。）、浜松市運動広場条例施行規則（平成 12 年浜松市規則第 79 号。以下「運動広場規則」という。）及び浜松市都市公園条例施行規則（昭和 37 年浜松市規則第 9 号。以下「都市公園規則」という。）及び次に掲げる法律その他の関係法令並びに本協定を遵守し、本業務を行わなければならない。

- (1) 地方自治法
 - (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働に関する法令
 - (3) その他の関係法令
- 2 指定管理者は市と協議の上、本業務の実施にあたり浜松市行政手続条例（平成 8 年浜松市条例第 69 号）の規定により、次の項目を定めるものとする。
- (1) 都市公園条例第 3 条第 1 項及び第 3 項の許可の審査基準
 - (2) 体育館条例第 6 条、運動広場条例第 5 条及び都市公園条例第 7 条の 2 の規定による施設の利用許可の審査基準
 - (3) 体育館条例第 8 条、運動広場条例第 7 条及び都市公園条例第 29 条のただし書の規定による利用料金の後納の審査基準
 - (4) 体育館条例第 10 条、運動広場条例第 8 条及び都市公園条例第 30 条の規定による利用料金の減免の審査基準
 - (5) 体育館条例第 11 条、運動広場条例第 9 条及び都市公園条例第 31 条のただし書の規定による利用料金の還付の審査基準
 - (6) 体育館条例第 13 条、運動広場条例第 11 条及び都市公園条例第 13 条の規定による利用許可の取消し等の処分基準
 - (7) 体育館条例第 14 条及び運動広場条例第 11 条の 2 の規定による特別の設備の許可の審査基準
- 3 前項に定めるもののほか、指定管理者は市と協議の上、指定管理施設の利用者に対する指導に関する手続きを定めるものとする。

(開業準備)

- 第 11 条** 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。
- 2 指定管理者は、必要があると認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第 12 条** 指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 指定管理者が前項ただし書きの規定に基づき、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(管理施設の改造等)

- 第 13 条** 管理施設の基本定支出については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 管理施設の修繕については、浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド、浜松市引佐総合体育館及び浜松市奥山体育センターは、1 件につき 60 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの（以下「大規模修繕」という。）については市が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 60 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。引佐総合公園は、1 件につき 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの（以下「大規模修繕」という。）については市が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、資本的支出及び大規模修繕について、指定管理者の提案書に記載されている場合又は指定管理者からの申し出があった場合において、市は必要があると認めるときは、指定管理者の負担により指定管理者に行わせることができる。この場合において、市及び指定管理者は、当該資本的支出及び大規模修繕に係る施設・設備の所有権、管理責任、原状回復の必要性等の本協定の期間満了時の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(緊急時の対応)

- 第 14 条** 指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市（消防、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して事故等発生旨を通報しなければならない。
- 2 市は、前項の通報を受けたときは、直ちに指定管理者への必要な指示を行うとともに、必要に応じて指定管理施設の現地調査その他必要な対応を行うものとする。
- 3 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(防災対策)

- 第 15 条** 指定管理者は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の関係法令を遵守し、市と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。
- 2 指定管理者は、浜松市細江総合体育センター、浜松市引佐総合体育館及び浜松市奥山体育センター及び引佐総合公園の防火管理者を選任したときは、市に報告するとともに、消防計画を作成した場合は、その写しを市に提出するものとする。

- 3 市は、防災対策の実施に関し、市の直接管理する公の施設と同様の研修、情報提供を指定管理者に対して行うものとする。

第4章 情報の取扱い

（情報の保護）

第16条 指定管理者は、本業務を処理するための個人情報その他の情報の取扱いに当たっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第17条 指定管理者の役員及び職員は、本業務を処理するために知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の保護）

第18条 指定管理者は、本協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定及び個人情報の取扱いに係る特記事項を守らなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、市から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 指定管理者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 5 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 指定管理者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 7 指定管理者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、本業務を処理するために市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は市以外の者のために使用してはならない。
- 8 前項の場合において、指定管理者は、個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

（情報公開）

第19条 指定管理者は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第23条の2第1項の規定に基づき、本業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

（事故発生時における報告）

第20条 指定管理者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直に市に報告し、市の指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第5章 備品等の扱い

(市の備品の管理)

第21条 指定管理者は、別紙1に定める第Ⅰ種備品を、本業務実施のために供するものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保たなければならない
- 3 第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入し、又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入又は調達することができる。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、又は調達し、市に寄附しなければならない。
- 5 指定管理者は、第Ⅰ種備品について、浜松市物品管理規則（昭和40年浜松市規則第18号）に基づく市の管理に協力しなければならない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第22条 指定管理者は、別紙1に定める第Ⅱ種備品を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 第Ⅱ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 指定管理者は、第Ⅱ種備品について、物品管理台帳を作成し、原則として備品標識を付さなければならない
- 4 指定管理者は、指定管理者の任意により第Ⅲ種備品を購入又は調達することができる。
- 5 指定管理者は、第Ⅲ種備品について、物品管理台帳を作成し、必要に応じて備品標識を付さなければならない。

第6章 業務実施に係る市の確認事項

(事業計画書)

第23条 指定管理者は、毎年度3月15日までに、翌年度の事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

- 2 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(日報)

第24条 指定管理者は、毎開館日の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した日報を作成しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
 - (2) 自主事業の実施状況に関する事項
 - (3) 事故・苦情等の対応状況に関する事項
 - (4) 施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
 - (5) その他市が指示する事項
- 2 指定管理者は、作成した日報を管理施設に備え置き、市の求めがあるときは市に提出しなければならない。

(月次報告書)

第25条 指定管理者は、月の毎月10日までに次の各号に示す事項を記載した月次報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) 事故・苦情等の対応状況に関する事項
- (4) 施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
- (5) その他市が指示する事項

(事業報告書)

第 26 条 指定管理者は、毎年度終了後、本業務に関し、5 月 15 日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 管理施設の利用状況に関する事項
 - (3) 使用料または利用料金収入の実績
 - (4) 本業務に係る収支状況
 - (5) 提案した事業の実施状況に関する事項
 - (6) 自主事業の実施状況
 - (7) 自主事業に係る収支状況
 - (8) 利用者の苦情、要望又は意見に関する事項
 - (9) 施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
 - (10) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況
 - (11) 指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項
 - (12) 指定管理者による自己評価
 - (13) 労働関係法令について
 - (14) 施設運営に関する意見・要望について
 - (15) その他市が指示する事項
- 2 指定管理者は、市が年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(市による業務実施状況の確認)

第 27 条 市は前条により指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、市は、管理物件の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、随時当該管理の業務又は経理等の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指導をすることができる
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(市による業務の改善勧告)

第 28 条 前条による確認の結果、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由のある場合を除いて、速やかにそれに応じなければならない。

(市による業務の指示)

第 29 条 前条による勧告に応じない場合、市は指定管理者に対し必要な指示をすることができる。

(その他報告事項)

第 29 条の 2 本協定に別段の定めがある場合を除き、本業務執行上の誤り、施設、システム等のトラブル、指定管理者の違法又は不正な行為（第 12 条第 1 項ただし書の規定に基づき第三者に本業務の一部を実施させた場合を含む。）並びに指定管理者の役員及び当該管理施設職員の非違行為が発生した場合、指定管理者は、直ちに市に報告しなければならない。

第 7 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第 30 条 指定期間のうち令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間に係る指定管理料は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とし、その内訳は、次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円※）
- (2) 令和 8 年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円※）
- (3) 令和 9 年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円※）
- (4) 令和 10 年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円※）
- (5) 令和 11 年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円※）

※指定管理料のうち消費税及び地方消費税相当額については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）並びにこれらを改正する法律で定める税率によるものとする。なお、本協定の締結日以降に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。

- 2 指定管理料は、前項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を月割によって計算した額を、毎月、指定管理者の請求により支払うものとする。この場合において当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて当該年度の最初の月に合算するものとする。
- 3 前項の規定による請求は、当該月の業務の履行を市が確認した後、指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付することにより行うものとする。
- 4 市は、前項の請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求書に係る指定管理料を支払うものとする。
- 5 市は、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、指定管理者に対して、指定管理料の減額を請求することができる。
- 6 前項の規定により指定管理料の減額を請求する場合において、その減額割合は次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。
 - (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、市がその定めに基づき決定し、指定管理者に通知する。
 - (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、市と指定管理者が協議して決定する。

(指定管理料の変更)

第 31 条 市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 市又は指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第 32 条 指定管理者は、指定管理施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受することができる。

- 2 指定管理者は、指定期間の満了日又は指定の取り消しがあつた日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。
- 3 指定期間開始前に利用料金が納付され、指定期間開始後に利用許可の取り消しや予約取り消しなどにより利用料金を返還する場合は、指定期間開始前の指定管理者等が当該利用料金を利用者に返還する。

(利用料金の決定等)

- 第 33 条** 利用料金は、体育館条例、運動広場条例及び都市公園条例別表に定める額（同表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による額を基準として市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めなければならない。指定管理者が指定管理施設の利用に係るキャンセル料（利用者が体育館規則第 15 条、運動公園規則第 8 条の 5 及び公園規則第 18 条第 1 項各号（利用料金の還付に関する規定）に定める日前までに利用の許可の取消しを申し出なかった場合に当該利用者が支払うべきであつた利用料金に相当する額の範囲内において指定管理者が定める料金をいう。以下同じ。）を徴収する場合にあっては、同様とする。
- 2 指定管理者は、体育館条例第 22 条、運動広場条例第 19 条、都市公園条例第 30 条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は体育館条例第 23 条、運動広場条例 20 条及び都市公園条例第 31 条の規定により利用料金を還付するときは、体育館規則第 15 条、運動公園規則第 8 条の 5 及び都市公園規則第 18 条及び第 10 条第 2 項により指定管理者が定めた審査基準に基づき行わなければならない。

(利用料金の公表)

- 第 34 条** 指定管理者は、前条第 1 項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を指定管理施設の利用パンフレット、インターネット等の方法により公表しなければならない。

第 8 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

- 第 35 条** 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

- 第 36 条** 本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市、指定管理者双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。
- 2 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

- 第 37 条** 本業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

- 2 本業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険その他必要な保険

(2) 第三者賠償保険その他必要な保険

(不可抗力発生時の対応)

第 38 条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 39 条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 40 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(不可抗力発生時の施設の管理)

第 41 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理施設の使用を停止し、市の管理下に置くことができるものとする。

(1) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく東海地震等に関する観測情報、注意情報若しくは予知情報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の規定による警戒宣言が発せられた場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 25 条第 1 項（第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による指定を浜松市が受けた場合において、市民の安全確保のために指定管理施設の使用を停止する必要があると市が認めるとき。

(2) 不可抗力が発生し、指定管理施設を災害救援等の支援施設として使用させる必要があると市が認めるとき。

2 前項の場合において、指定管理料の取扱いその他必要な事項については、市、指定管理者協議の上、決定するものとする。

(リスク分担)

第 42 条 本業務に関するリスク分担は、別紙 2 のとおりとする。

第 9 章 指定期間の満了等

(業務の引継ぎ等)

第 43 条 指定管理者は、指定期間の終了による本協定の終了（以下第 45 条までにおいて同じ。）に際し、市又は市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要があると認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる管理施設の視察、施設・設備の確認又は指定管理施設の管理に関する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 44 条 指定管理者は、本協定の終了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡すことができるものとする。
- 3 指定管理者が第 1 項に定める義務を履行せず、管理物件に工作物等が残置されているときは、市は指定管理者が当該工作物等の所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができる。この場合において、市に当該工作物等の撤去費用が生じたときは、当該費用を指定管理者に請求することができる。

(協定終了時の備品等の扱い)

第 45 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 第Ⅰ種備品及び備付物品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 第Ⅱ種備品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければならない。
- (3) 第Ⅲ種備品については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して、無償又は有償で譲渡することができるものとする。

第 10 章 指定期間満了以前の指定の取消し

(市による指定の取消し等)

第 46 条 市は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成 20 年浜松市条例第 61 号）第 13 条第 2 項の規定により、指定管理者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 指定管理者が本業務等に際し、法令又は本協定に違反したとき。
- (2) 指定管理者が市の地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示に従わないとき。
- (3) 本業務に際し不正行為があったとき。
- (4) 指定管理者が市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (5) 指定管理者が本協定内容を履行しないとき。
- (6) 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (7) 市が定めた行政手続法に基づく処分基準その他指定管理者に対する処分に関する基準に該当するとき
- (8) 指定管理者（指定管理者が共同事業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本業務に係る下請契約その他の契約に当たり、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当すること（相手方が個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 指定管理者が、アからオまでのいずれかに該当する者（個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を本業務に係る下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

(9) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者による本業務を継続することが適当でないと認めるとき

2 市は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際は、行政手続法に定めるところにより事前に意見陳述のための手続を執らなければならない。

3 第1項の規定により指定の取消し等を行った場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

また、指定管理者は、指定の取り消し等があった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、第32条第2項の規定に関わらず、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。

4 指定管理者は、第1項の規定により指定を取り消された場合にあっては、取消しの日から3年間は本市の指定管理者候補に応募することができないものとする。

第46条の2 前条第1項各号に掲げる場合のほか、市は、管理施設を休止するとき又は本業務の範囲若しくは管理の基準の大幅な変更により指定管理者による本業務の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による指定の取り消しについて準用する。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第47条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。また、第4号に規定する事由が生じたときは、速やかに市に報告するものとする。

(1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき

(2) 市が任意に指定の取消しを申出たとき

(3) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき

(4) 指定管理者の責めに帰さない事由により、管理運営業務の継続が困難になったとき。

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第48条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果やむを得ないと判断された場合は、市は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(違約金)

- 第 49 条** 指定管理者は、第 46 条の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、1 ヶ月分の指定管理料に相当する額を違約金として市が指定する期日までに納めなければならない。
- 2 前項の規定により違約金が生じた場合において、市に未払いの指定管理料があるときは、市は、当該違約金債権と当該未払いの指定管理料債務を対当額にて消滅させることができる。

(取消し等による損害の賠償)

- 第 50 条** 指定管理者は、違約金によって、第 46 条の規定による指定の取消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止により市に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。
- 2 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定期間満了以前の取扱い)

- 第 51 条** 第 43 条から第 45 条までの規定は、第 46 条から第 48 条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市と指定管理者が合意した場合はその限りではない。

第 11 章 その他

(暴力団排除に関する協力義務)

- 第 52 条** 指定管理者は、本業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、本業務に係る下請契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、指定管理者を通じて市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行なうよう求めなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第 53 条** 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(法人格の変更等)

- 第 54 条** 指定管理者(共同事業体の場合は、「指定管理者又は指定管理者を構成する団体」)は、合併、分割等により、法人格の変更又は団体を構成する要素の重要な変更(以下「法人格の変更等」という。)が見込まれる場合には、速やかに市に報告しなければならない。
- 2 市は、前項の報告があった場合は、法人格の変更等について確認するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 指定管理者は、前項の規定に基づき市から求めがあったときは、速やかに必要な書類を市に提出しなければならない。

（本業務の範囲外の業務）

第 55 条 指定管理者は、指定管理施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業の計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- 4 指定管理者は、応募時に実施の提案をした自主事業について実施しなければならない。ただし、市が認める特別の理由がある場合はこの限りではない。

（委託業務）

第 56 条 市は、指定管理施設において行う次の業務を指定管理者に委託し、指定管理者はこれを受託するものとする。

- (1) 使用料徴収業務
- (2) 施設間の受付業務及びそれに伴う料金徴収業務
- 2 市及び指定管理者は、前項の業務に関する委託契約を締結するものとする。
- 3 指定管理者は、第 1 項第 2 号の業務を実施するに当たり、当該施設の管理者と委託契約を締結するものとする。

（本業務の実施に係る指定管理者の口座）

第 57 条 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市と指定管理者間の協議により、固有の口座を開設しなくとも支出及び収入を適切に管理できる場合はこの限りではない。

（請求、通知等の様式その他）

- 第 58 条** 本協定に関する市と指定管理者との間の請求、通知、申請、申出、報告、承認、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面又は電子データにより行わなければならない。
- 2 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによる。

（協定の変更）

第 59 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者は、協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解釈）

第 60 条 市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第 61 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者は、協議の上、これを定めるものとする。

（年度協定の締結）

第 62 条 本協定に基づき、市及び指定管理者は、協議の上、年度協定を締結することが出来る。

（裁判管轄）

第 63 条 本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、指定管理施設の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（共同事業体の場合における特記事項）

第 64 条 本協定に関する指定管理料の請求、受領、返還等に関する事項は、指定管理者 1 が行うこととする。

2 前項に定める事項を除き、指定管理者 1 ～指定管理者〇〇は、本業務を連帯して行うものとする。

本協定は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成 20 年浜松市条例第 61 号）第 8 条に基づき、協定を締結するものである。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市
所在地 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2
名 称 浜松市
代表者 浜松市長 中 野 祐 介 印

指定管理者
所在地 ○○
名 称 ○○
代表者 ○○ 印

※共同事業体の場合の記載方法

指定管理者	住所又は所在地	浜松市○区○町○番地	
	名 称	○○グループ共同事業体	
	代 表 者	○○	
指定管理者 1	住所又は所在地	○○	
代表者	名 称	○○	
	代 表 者	○○	印
指定管理者 2	住所又は所在地	○○	
構成員	名 称	○○	
	代 表 者	○○	印
指定管理者 3	住所又は所在地	○○	
構成員	名 称	○○	
	代 表 者	○○	印

個人情報の取扱いに係る特記事項

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 指定管理者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が終了した後も同様とする。
- 2 指定管理者は本協定の履行に関して知り得た個人情報について、市が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。
- 3 指定期間終了後、市の指示により保管を要するものとされた個人情報は、市が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、市がその利用を停止するように求めたときは、指定管理者は直ちに利用を停止しなければならない。
- 4 指定管理者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
 - (1) 個人情報を複製する場合
 - (2) 個人情報を送信する場合
 - (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 指定管理者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 組織体制の整備
 - (2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
 - (3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - (4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備
 - (5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- 6 指定管理者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
- 7 指定管理者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
 - (2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
 - (3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、市の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。
- 8 指定管理者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

- (2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
 - (3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
 - (4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。
 - (5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。
 - (6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。
- 9 指定管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに市に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。
- 10 指定管理者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に市が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。
- 11 前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により市に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。
- 12 指定管理者は、市の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別の支障を生じる場合を除いて、市が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。
- 13 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託（委託先が指定管理者の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

別紙 1

① 浜松市細江総合体育センター、浜松市細江総合グラウンド管理物件

管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）

- ・体育室
- ・倉庫
- ・野球場
- ・多目的グラウンド
- ・ミーティング室
- ・芝生広場
- ・器具庫
- ・駐車場
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

管理物品（※詳細については、物品管理マニュアルに基づく備品管理台帳を参照のこと。）

第 I 種備品

備品番号	種類	規格	場所	備考
101614	ゴール	サッカーゴール B-5510	野球場 器具庫	
101615	ゴール	少年用サッカーゴール 3-21-261	多目的グラ ウンド西	
101616	ゴール	ポータブルサッカーゴール P S 7 0 0 0	野球場 器具庫	
101683	ゴール	サッカーゴール NO6 KE-716	多目的グラ ウンド西	
188985	ゴール	少年用サッカーゴール テクノ オール アルミ ストライカー JS70SG (対)	多目的グラ ウンド西	
101638	シート巻取器	床シート巻取り機	器具庫 (東)	
107985	シート巻取器	ヤマザキ C-172	器具庫 (東)	
101589 101590	テント	テント 3.6×5.4×2	大器具庫 1F	数量 2
101592 101593	テント	ワンタッチテント 30秒テント EZ25	大器具庫 1F	数量 2

101595	テント	小川テント1. 5間×2. 5間	大器具庫1F	
101620	バスケットゴール	練習用バスケット板	体育館	
101621	バスケットゴール	バスケットゴール	体育館	
101623	ユニホック	ユニホック	大器具庫東	
101626～ 101629	綱引きロープ	綱引きロープ40M	大器具庫1F	数量 4
101307 101309	支柱	トーエイライトWG B-5520	器具庫	数量 2
101618	支柱	バレーボール支柱イノコVP-50	器具庫	
101624	支柱台	支柱整理台	器具庫	
101676	資源物分別回収容器	TYストックハウス	多目的グラ ウンド東	
101665	芝刈機	HONDA芝刈機 HRC536K1	芝生広場 器具庫	
101666	芝刈機	HONDA乗用芝刈機 H3013H	芝生広場 器具庫	
184469	芝刈機	芝刈機 ホンダHRC536 引取込み	芝生広場 器具庫	
191995	芝刈機	自走式芝刈機 ホンダ HRC536	芝生広場 器具庫	
101632	審判台	決勝審判台FT-27	駐車場	
101633 101634	審判台	バレー審判台	器具庫	数量 2
101586	組立式物置	物置YMO-IZA4. 12m ²	駐車場	
101587	組立式物置	器具庫YM20-12A	駐車場	
101675	組立式物置	器具庫GCX-1614	大器具庫西	
101646～ 101649	台車	椅子運搬用台車	器具庫（東）	数量 4
101651	台車	台車1200×1800	大器具庫1F	
101602 101610～ 101613	卓球台	卓球台折りたたみTSP50370	器具庫（東）	数量 5
101603 101606	卓球台	卓球台EX-K30 18LT-382	器具庫	数量 2
101604、 101605、	卓球台	卓球台EX-K30F18LT-382	器具庫	数量 5

101607～ 101609				
187655	卓球台	卓球台 カワイK S N－5 4 1 B内折式	器具庫	
49170	掃除機	ナショナルMC－G 4 0 5 R	廊下	
101631	表彰台	号令台1．2×1．2×0．6	大器具庫東	
101669	放送設備	放送設備WL－7 6 0 0	事務室	
101600	防球ネット	セパレーター	体育館	
101251	ワイヤレスアンプ	ワイヤレスアンプT O A W A 1 8 0 2 C	器具庫	
191887～ 191889	ベンチ	1 8 0 0 × 4 5 0 × 4 0 0 H木製ベンチ	多目的グラ ウンド	数量 3

第Ⅱ種備品

種類	規格	場所	数量	備考
事務に必要な機器	コピー機、パソコン、プリンター、 電話機等で必要なもの	管理室	必要数	
自動体外式除細動器 (AED)	令和10年10月以降は、指定管理 者で設置 ・AED 3 1 0 0 (日本光電工業(株)) ・ハートスターF R x + (株)フィリ ップスエレクトロニクスジャパン) ※上記機種以上の性能を有するこ と	管理室	1	
キャッシュレス決済端末 (周辺機器を含む)	①クレジットカード、②電子マネ ー、③コードの3種類の決済手段の うち、2種類以上の決済手段に対応 できるもの	管理室	<u>1</u>	左記の数量以上の 導入分は第Ⅲ種備 品とする。 ※リース等による 調達可
植物維持管理に必要な機器	第Ⅰ種備品にない備品で必要なもの		必要数	
その他施設維持管理のため の備品	管理用車両など		必要数	

② 浜松市引佐総合体育館管理物件

管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）

- ・アリーナ
- ・柔道場
- ・剣道場
- ・会議室
- ・トレーニングルーム
- ・テニスコート
- ・更衣室
- ・駐車場

- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

管理物品（※詳細については、物品管理マニュアルに基づく備品管理台帳を参照のこと。）

第Ⅰ種備品

備品番号	種類	規格	場所	備考
105574～ 105579 105581～ 105583、 105585～ 105587、 105589～ 105591、 105593	コインロッカー	840×455×1790	女子更衣室 (105574～ 105576、 105589～ 105591、 105593) 男子更衣室 (105577～ 105579、 105581～ 105583、 105585) トレーニング室(105586 ～105587)	数量 16
50435、 50436	サイクルトレーナー	東京体育 コードレス・ハイパワー	トレーニング室	数量 2
120226	サイクルトレーナー	EC-1200	トレーニング室	
105642	ダーツ	ボード・スタンド・ダーツセット	廊下倉庫	
105665	トレーニング用マシン	チェストプレス SS210	トレーニング室	
105666	トレーニング用マシン	スクワット SS-280	トレーニング室	
105667	トレーニング用マシン	レッグカール SS-240	トレーニング室	
105668	トレーニング用マシン	プレオーバー SS-360	トレーニング室	
105669	トレーニング用マシン	バタフライ SS-220	トレーニング室	
105670	トレーニング用マシン	レッグエクステーション SS-230	トレーニング	

			グ室	
105672	トレーニング用マシン	アームカール SS-250	トレーニング室	
105674	トレーニング用マシン	ビューティーローラー KE-302	トレーニング室	
105675	トレーニング用マシン	ベルトトレーナー ROE-771	トレーニング室	
170170	バスケット台	バスケット台 パラレルゴール セノー(株)製 DA0841	器具庫(北)	
170171	バスケット台	バスケット台 パラレルゴール セノーDA0841	器具庫(北)	
105617～ 105620	マット	テラモトケミタンプル	玄関(東) (105617～ 105619) 玄関(北) (105620)	数量 4
105690	ワイヤレスアンプ	WX-282C	事務室	
105562、 105563	引き違い保管庫	1600×400×700	事務室	数量 2
105594	引き出し式キャビネット	899×480×1110	事務室	
105556	演台	1220×600×950	指導員室	
105541～ 105543、 105545～ 105551	応接テーブル	600×600×410	事務室 (105541、 105542) ロビー1F (105543、 105545、 105546、 105548、 105549) ロビー2F (105547、 105550、 105551)	数量 10
105559、 105561	応接椅子	760×780×685	事務室	数量 2

105560	応接椅子	1 8 6 0 × 7 8 0 × 6 8 5	事務室	
105599	間仕切りパネル	2 2 0 0 × 3 5 0 0	玄関横	
105623～ 165625	支柱	D E 1 0 5 0	器具庫（中）	数量 3
105637	支柱台	D K 0 1 0 0	器具庫（中）	
105638～ 105641	支柱用保護マット	D E - 1 7 1 0	器具庫（中）	数量 4
104556～ 104558	事務机	1 6 0 0 × 8 0 0 × 7 0 0	事務室	数量 3
105654～ 105656	審判台	D L 1 0 3 0	器具庫（中）	数量 3
105657～ 105659	審判台	規格不明	器具庫（中）	数量 3
105699	体重計	全自動身長体重計 P H S - H M 2	トレーニング室	
105539、 105540	長椅子	1 9 8 5 × 6 0 0 × 8 0 0	ロビー（1F）	数量 2
115308、 115312、 115316	長椅子	C N - W 6 3 2 A H 5 0 9	第2会議室	数量 3
105660～ 105662	得点板	D S 0 1 1 0	器具庫（中）	数量 3
105663、 105664	表示板	モルテン S C S D P スタンダード	器具庫（南）	数量 2
105645	腹筋台	W E - 3 1 M S	トレーニング室	
105688	冷蔵庫	N R - B 2 2 - R 2	事務室	
178627～ 178630	その他	ゴールボール用ゴールポスト（国際規格 対応品）R I K I T U B E V I I アル ミ・スチール製、W 9 m × H 1 . 3 m × D 1 . 1 m、簡易組立式（搬入設置含む） （株）レクスポ	器具庫（北）	数量 4
184475	ワイヤレスマイク	ワイヤレスヘッドマイクセット W X - 4 3 6 0 B 引取込み	事務室	
191890～ 191893	ベンチ	1 8 0 0 × 4 5 0 × 4 0 0 H 木製ベンチ	テニス コート	数量 4

第Ⅱ種備品

種類	規格	場所	数量	備考
事務に必要な機器	コピー機、パソコン、プリンター、 電話機等で必要なもの	事務室	必要数	
自動体外式除細動器 (AED)	令和10年10月以降は、指定管理者で設置 ・AED3100(日本光電工業株) ・ハートスターFRx+(株)フィリップス エレクトロニクスジャパン) ※上記機種以上の性能を有すること	事務室	<u>1</u>	
キャッシュレス決済端末 (周辺機器を含む)	①クレジットカード、②電子マネー、③コードの3種類の決済手段のうち、2種類以上の決済手段に対応できるもの	事務室	<u>1</u>	左記の数量以上の導入分は第Ⅲ種備品とする。 ※リース等による調達可
植物維持管理に必要な機器	第Ⅰ種備品にない備品で必要なもの		必要数	
その他施設維持管理のための備品	管理用車両など		必要数	

③ 浜松市奥山体育センター管理物件

管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）

- ・体育館
- ・卓球場
- ・ミーティングルーム
- ・駐車場
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

管理物品（※詳細については、物品管理マニュアルに基づく備品管理台帳を参照のこと。）

第Ⅰ種備品

備品番号	種類	規格	場所	備考
105703	支柱用保護マット	DE-1710	器具室	

⑤ 引佐総合公園管理物件

1 管理施設（※詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと。）

- ・管理棟
- ・庭球場
- ・多目的スポーツ広場
- ・芝生広場
- ・駐車場
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

2 管理物品（※詳細については、物品管理マニュアルに基づく備品管理台帳を参照のこと。）

① 第Ⅰ種備品

備品番号	品名	規格	場所	備考
58755 58756	ガーデンテーブル	ピクニックテーブル GFPT-122	芝生広場	数量 2
58766	ゴール	トーエイライト B-2154	多目的グラウンド	数量 1
58768	得点板	ルイ高 S183012	多目的グラウンド	数量 1
58769	得点板	ルイ高野球スコアボード S18303	管理棟	数量 1
192445～192447	ベンチ	1800×450×400H	芝生広場	数量 3

②第Ⅱ種備品

品名	規格	場所	数量	備考
自動体外式除細動器	フクダ電子ハートスタート HS1 同等品	管理棟	1	※リース等による調達可
テニス用ネット	カネヤ K1228 同等品	管理棟	6	
一般サッカーゴール用ネット（対）	テクノ 03-11-141 同等品	多目的グラウンド	2	
少年サッカーゴール用ネット（対）	テクノ 03-14-141 同等品	多目的グラウンド	2	
ガーデンテーブル（設置込）	ピクニックテーブル 置き型 H700 × W1490 × D1650-1745 防腐処理 国産桧材 無塗装 同等品	広場	2	

キャッシュレス決済機器（周辺機器を含む）	①クレジットカード、②電子マネー、③コードの３種類の決済手段のうち、２種類以上の決済手段に対応できるもの	管理棟	1	左記の数量以上の導入分は第Ⅲ種備品とする。 ※リース等による調達可
植物維持管理に必要な機器	第Ⅰ種備品にない備品で必要なもの		必要数	
その他施設維持管理のための備品	管理用車両など		必要数	

※表中には、第Ⅰ種備品が使用不能となった場合に、第Ⅱ種備品として調達するものを含むが、指定管理期間中に必要数を調達すること。

別紙２ リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少 ただし、電気料・ガス料・重油費・灯油費の一定以上の増減は別添「電気料等精算規定」に基づき精算することとする		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力の発生に起因した損害・損失や増加費用	○	
	不可抗力の発生に起因した事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	細江総合体育センター、細江総合グラウンド、引佐総合体育館、奥山体育センター：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件60万円以上のもの	○	
	細江総合体育センター、細江総合グラウンド、引佐総合体育館、奥山体育センター：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件60万円未満のもの		○
	引佐総合公園：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件30万円以上のもの	○	
	引佐総合公園：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件30万円未満のもの		○

	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定する。

電気料等精算規定

本協定における施設の電気料等は以下のとおり精算するものとする。

なお、本精算規定と本協定の本精算規定以外の条項で記載内容に相違があるときは、本精算規定の記載内容が優先するものとする。

1 精算の実施

電気料等の精算は、市が第2項に規定する精算項目ごとに、日本銀行調査統計局が毎月公表する国内企業物価指数（速報値、2020年平均＝100。以下「物価指数」という。）のうち第3項に規定する精算項目に対応する品目別物価指数を用いて、第4項に規定する物価指数の基準値を定めた上で、指定管理期間中の年度ごとに第5項に規定する物価指数の年度平均値を算出し、物価指数の年度平均値を物価指数の基準値で除して得た値（以下「増減値」という。）が1.2を超える場合又は0.8未満の場合に行うものとする。ただし、精算の対象とする年度（以下「精算対象年度」という。）の実績額（実績額の定義については第6項のとおり。）が100千円未満である精算項目については、精算を行わないものとする。

2 精算項目

精算の対象とする項目（以下「精算項目」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電気料
- (2) 都市ガス料
- (3) LPガス料
- (4) 重油費
- (5) 灯油費

3 精算項目に対応する品目別物価指数

精算項目に対応する品目別物価指数は、次のとおりとする。

精算項目	対応する品目別物価指数
電気料	事業用電力
都市ガス料	都市ガス
LPガス料	液化石油ガス
重油費	A重油
灯油費	灯油費

4 物価指数の基準値

物価指数の基準値は、指定管理者を選定する年度の前年度における精算項目に対応する品目別物価指数の平均値（4月分から翌年3月分までの平均値）とし、その値は次のとおりとする。

精算項目	物価指数の基準値	備考（対応する品目別物価指数）
電気料	126.3	事業用電力
都市ガス料	151.1	都市ガス
L P ガス料	177.8	液化石油ガス
重油費	172.4	A 重油
灯油費	169.0	灯油費

5 物価指数の年度平均値

物価指数の年度平均値は、第3項に規定する精算項目に対応する品目別物価指数の精算対象年度の平均値（4月分から翌年3月分までの平均値）とし、市が当該年度終了後の直近の速報値（4月速報）で算出するものとする。

6 実績額の報告

- (1) 指定管理者は、精算を実施する場合には、精算対象年度の精算項目に係る支出額の合計額（消費税及び地方消費税を含む。以下「実績額」という。）及び精算項目に係る使用量を、特別な事情が無い限り、当該年度の翌年度の4月20日までに市に報告するものとする。
- (2) 複数施設一括協定の場合は、精算項目ごとに合計する。

7 精算金額の計算方法

- (1) 精算対象年度において、精算項目ごとに、増減値が1.2を超える場合には計算式1を、増減値が0.8未満の場合には計算式2を用いて精算項目別の精算金額を計算する。ただし、当該年度の実績額が100千円未満である精算項目については、精算の対象外とするため計算は行わない。なお、計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

計算式1： $\text{実績額} - \text{実績額} \div (\text{物価指数の年度平均値} \div \text{物価指数の基準値}) \times 120\%$

計算式2： $\text{実績額} - \text{実績額} \div (\text{物価指数の年度平均値} \div \text{物価指数の基準値}) \times 80\%$

- (2) 前項の規定により計算した精算項目別の精算金額の合計額を、当該年度の精算金額とする。

8 精算方法

前項第2号の規定による精算金額が正の値となる場合及び負の値となる場合の精算方法は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 正の値となる場合

ア 市は指定管理者に対し、精算金額に相当する金額の交付金を精算対象年度の翌年度に交付するものとする。

イ 市は、アの交付金に係る交付金交付要綱を別に定め、指定管理者は当該要綱に従うものとする。

(2) 負の値となる場合

ア 精算対象年度の指定管理料の最終支払い額から前項第2号の規定による精算金額を正の値にしたものに相当する金額を減額するものとする。

イ アの規定にかかわらず、第6項の規定による実績額の報告が精算対象年度の翌年度の4月20日までになされない場合又は市から指定管理料の支払いが無い施設の場合には、指定管理者は精算金額を正の値にしたものに相当する金額を、市が発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。